

情報倶楽部

2021年5月

No. 241

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

その他

★ 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

Q. 緊急事態宣言の影響に係る一時支援金の給付制度が創設されたとか。どのような内容なのですか？

A. 中小企業庁から「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要について」が公表されました。

概要は次のとおりです。

①概要

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者に対し、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が給付されます。

②給付対象

- ・ 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ・ 2019年又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

③給付額

2020年又は2019年の対象期間の合計売上－2021年の対象月の売上×3か月

- ・ 中小法人等 上限60万円
- ・ 個人事業者 上限30万円
- ・ 対象期間 1月～3月
- ・ 対象月 対象期間から任意に選択した月

④申請受付期間

2021年3月8日から **5月31日まで**

⑤対象事業者

イ. 飲食店

ロ. 飲食店と取引のある業種

食品加工・製造事業者、器具・備品事業者、サービス事業者、流通関連事業者、
飲食品・器具・備品等の生産者

ハ. 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うB to C事業者

旅客運送事業者(タクシー、バス等)、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者(博物館、美術館、動植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場等)、小売事業者(雑貨店、土産物店、アパレルショップ等)、対人サービス事業者(理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等)など

ニ. 上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者等

法人税

★ 給付金・助成金の益金算入時期

Q. 会社が新型コロナ関連の給付金や助成金を受け取った場合、益金算入時期は、どのようなになるのですか？

A. 新型コロナ関連の給付金や助成金を法人が受取った場合の益金算入時期は、経費支出の補填の性格があるかどうかで、次のようになっています。

【経費支出の補填の性格がない場合】

支給決定時の属する事業年度の益金に算入します。

【経費支出の補填の性格がある場合】

① 事後的に経費補填が行われた場合

支給決定時の属する事業年度の益金に算入します。

② あらかじめ経費支出の補填を前提に所定の手続きが行われた場合

経費支出の発生時の属する事業年度の益金に算入します。

支給額が確定していない場合は、見積もり計上します。

③ 将来発生する経費支出の補填のために一括で支給された場合

支給決定時の属する事業年度に一括して益金に算入します。

また、給付金や助成金は益金として課税所得になりますが、消費税においては課税対象となる資産の譲渡や役務の提供のように対価ではないので課税対象外に該当いたします。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6157.htm>

所得税

★ 令和3年ふるさと納税が簡素化

Q. 令和3年の確定申告から、ふるさと納税の手続が簡素化されるとか。どのような

るのですか？

- A. これまでふるさと納税(寄附金控除)の適用を受ける場合は、確定申告書に特定寄附金の受領者が発行する寄附ごとの「寄附金の受領書」の添付が必要でしたが、令和3年分の確定申告からは、特定寄附金の受領者が地方団体であるときは、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付すればいいこととなりました。

「寄附金控除に関する証明書」を発行することのできる特定事業者とは、地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であって、特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができるものと認められるものとして国税庁長官が指定した者をいいます。

特定事業者は、寄附金控除に関する証明書を①運営するポータルサイトから電子データで提供する方法、②郵送などの方法で発行し、寄附金控除に関する証明書の提供を受けた寄附者は、①e-Taxによる方法や②証明書を確定申告書に添付する方法で確定申告を行うこととなります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo/kifukin.htm>

消費税法

★ 家事用にも使用する車両を取得した場合の消費税

- Q. 私は個人事業者です。車を購入しようと思っているのですが、この車は家事用にも使う予定です。この場合の車の消費税は、どのような取扱いになるのですか？

- A. 消費税では、個人事業者が事業と家事に共通して使用する資産を購入した場合、その支払対価の額のうち事業用に係る部分の金額のみが課税仕入に該当することとされており、この場合には、その資産の使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準により、課税仕入に算入する金額を計算することとなっています。

ただし、その資産が、事業用として購入した自動車や電話加入権のように、家事のためにのみ使用する部分を明確に区分できない資産については、その購入費全額を仕入税額控除の対象にすることができることとされています。

したがって、ご質問の場合も、事業用として購入したものと認められるものであれば、購入費全額が仕入税額控除の対象となります。

なお、将来、その車を家事用にのみ供することとした場合には、あなたがその車を譲渡したものとみなされ、課税の対象となりますのでこの点に注意しておいてください。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/02/20.htm>